

## 第1回旅客船事業者の安全性評価制度検討委員会 議事概要

日 時 : 2023年7月14日(金) 10:00~12:00

場 所 : 中央合同庁舎3号館9階海事局 第5会議室(WEB会議併用)

出席委員 : 羽原敬二委員長、松本浩文委員、河野康子委員、池畑孝治委員、菅井雅昭委員、  
加藤琢二委員、櫻井薫委員、尾本直俊委員、川口博樹委員、天谷直昭委員、伊勢尚  
史委員、松尾真治委員

羽原敬二委員を委員長に選任した後、議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

### (知床遊覧船事故の振り返り)

○事故から得られた教訓を次に生かすことが重要であり、利用者側もしっかりした事業者を選べるよう事業者の安全性に関する指標を設定し、利用者側からの視認性を向上させることを目的に本会議を進めたい。

○最も重要な利用者の生命・身体の安全について、事業者がどのようなことができるか考えたい。

### (評価制度の意義)

○善良で健全な事業者を支援することにより、利用者にとっても安全・安心が可視化され、利用が低調になっている遊覧船を活用した観光業の振興にも繋がる。

○旅行業者がツアーを企画する際も事業者のマーク取得の有無に留意することで、安全に関して一つ関所を設けることができる。利用者も、情報を得ることで安全な事業者を選択することができる。サプライチェーン全体でどのように安全性を向上させるか考えるべき。

○安全な事業者だけが残る体制を作ることにより、利用者も安心して利用することができる。

○海上運送法改正により、届出事業者に関しては登録制に移行し、登録取消しが可能になったことで一歩前進したが、法令上の限界はまだある。評価制度の有効性、規制強化策の効果検証をしながら次のステップに繋げていく必要がある。

○マーク取得の有無が利用者の乗船意向に影響するかは疑問。

○誰の目線で取り組むかが重要であり、離島航路事業者がマークを取得できなくても島民は選択のしようがないが、外部からの交流人口を想定すればユーザーの選択の余地があるため、その一助として情報提供が必要。

○事業者に安全管理規程を遵守させ、それが守られていることをしっかりと確認し示せることが重要。

○許可事業者は許可を受けていることを示し、届出事業者はチェックを受けていることが分かることを示すような制度であれば有効である。

#### **(制度の対象者)**

○貸切バスやタクシーの場合、新規参入が多く、選択の余地があるため評価制度が有効であると考える一方で、旅客船事業は地域によって形態が多様であり、また利用目的も観光から生活利用まで様々であるため、全てをまとめて議論することは無理がある。

○旅客船事業の中でどこに重点を置くかがポイント。

○まずは知床遊覧船事故を起こした船舶と同じ小型の不定期航路事業者に対象を絞り、段階的に制度を考える必要がある。

○許可事業者については、国が許可を与え、監査をしているので、許可事業者であることを示すことで利用者に安心感を与えることができる一方、届出事業者は何らかの評価制度が必要。

○常時国が監査することはできず、事業者で安全性を担保しなければならない。届出事業者だけではなく、許可事業者も同様。

○任意の制度なので、一部の事業者に対象を限定する必要はない。

○事業者にとってインセンティブが必要である一方、マークを取得しない事業者の受益が損なわれてしまうと実質任意ではなくなってしまうので、そこが適格に担保されるような仕組みが必要。

○各事業区域においてどの部分にどのような規制強化がされているのかを整理した上で、対象事業者の検討ができるとよい。

#### **(評価に段階を設けることの是非)**

○ランク付けは目的ではなく、利用者が安全確認をするために有効な手段であるべき。

○安全性を段階で示すことに違和感がある。安全はランク付けできるものではなく、もっと地道なものである。

○地方の航路も多く、離島航路等の生活航路で事業者をランク付けされても意味がない。

#### **(運用体制)**

○評価主体も議論する上で重要なポイントである。

○法令遵守事項も規制強化されている中で、さらなる安全性の向上を求めるということであれば、地域の協力がなければ困難。

以上